

高崎市と高崎健康福祉大学との農林業振興の連携に関する協定書

高崎市（以下「甲」という。）と高崎健康福祉大学（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、それぞれの有する人的・物的資源を有効に活用した協働により、甲における農林業振興と乙における教育・研究の充実及び地域貢献に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、取り組むものとする。

- （1）農業及び林業を担う人材の育成・交流に関すること
- （2）農地及び森林の有効活用に関すること
- （3）農業及び林業を通じた環境保全活動に関すること
- （4）農業及び林業における技術的な課題解決のための研究に関すること
- （5）農業及び林業技術についての情報連携、意見交換に関すること
- （6）その他、本協定の目的の達成に資すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項の具体的な取組内容及び実施方法について、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲及び乙は、第1項各号に定める連携事項を効果的に推進するため、適宜協議を行うものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙から相手方に対する書面による特段の意思表示がないときは、本協定の有効期間を期間満了日から1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示又は漏洩してはならない。また、本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（細則）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

令和6年12月12日

甲 高崎市高松町35番地1

高崎市

高崎市長 富岡賢治



乙 高崎市中大類町37番地1

高崎健康福祉大学

学長 石田朋靖

